

提出された議案等の結果

第 2 回定例会（6 月）で審議された議案等の結果（○：賛成 ×：反対）

―市長提出議案―

議案番号	件名	清瀬自民ク	共産党	公明	ネット・民主	21の会	市民会議	議決結果
議案第 4 4 号	専決処分の報告について（平成 17 年度清瀬市一般会計補正予算（第 6 号））	○	○	○	○	○	○	承認
議案第 4 5 号	専決処分の報告について（清瀬市市税条例の一部を改正する条例）	○	×	○	○	○	×	承認
議案第 4 6 号	専決処分の報告について（清瀬市都市計画税条例の一部を改正する条例）	○	×	○	○	○	×	承認
議案第 4 7 号	専決処分の報告について（清瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	○	○	○	○	○	○	承認
議案第 4 8 号	専決処分の報告について（平成 18 年度清瀬市老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号））	○	○	○	○	○	○	承認
議案第 4 9 号	清瀬市男女平等推進条例	○	○	○	○	○	○	可決
議案第 5 0 号	清瀬市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	可決
議案第 5 1 号	清瀬市立学童クラブ条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	可決
議案第 5 2 号	清瀬市道の路線の廃止について	○	○	○	○	○	○	承認
議案第 5 3 号	清瀬市道の路線の認定について	○	○	○	○	○	○	承認
議案第 5 4 号	清瀬市固定資産評価審査委員会委員の選任について	投票による						同意
議案第 5 5 号	清瀬市固定資産評価審査委員会委員の選任について	投票による						同意
議案第 5 6 号	清瀬市オンブズパーソンの選任について	投票による						同意
議案第 5 7 号	清瀬市オンブズパーソンの選任について	投票による						同意

―議員提出議案―

議案番号	件名	清瀬自民ク	共産党	公明	ネット・民主	21の会	市民会議	議決結果
議案第 9 号	教育基本法の改定に反対する意見書	×	○	×	○	×	○	否決
議案第 1 0 号	共謀罪新設法案に反対する意見書	×	○	×	○	×	○	否決
議案第 1 1 号	地方交付税の制度堅持と総額確保を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決
議案第 1 2 号	都営住宅入居者の使用承継の制限を強化しないよう求める意見書	×	○	×	○	×	○	否決
議案第 1 3 号	第 3 1 回オリンピック競技大会の東京招致に関する決議	○	×	○	×	○	×	可決

―請願・陳情―

請願・陳情番号	件名	清瀬自民ク	共産党	公明	ネット・民主	21の会	市民会議	議決結果
陳情第 1 0 号	建設公害に関する陳情	○	○	○	○	○	○	採択
陳情第 1 1 号	日本社会事業大学バス停の改善に関する陳情	○	○	○	○	○	○	採択

―報告―

報告番号	件名	清瀬自民ク	共産党	公明	ネット・民主	21の会	市民会議	結果
報告第 3 号	平成 17 年度清瀬市繰越明許費繰越計算書	—	—	—	—	—	—	了承

・ 会派の略称 清瀬自民ク＝清瀬自民クラブ（8 人） 共産党＝日本共産党（6 人） 公明＝公明党（5 人）
 ネット・民主＝生活者ネット・民主党（2 人） 21の会＝清瀬 21 の会（1 人） 市民会議＝清瀬市民会議（1 人）
 ※（ ）内の数字は、会派所属別議員数を示したものです。ただし、清瀬自民クラブについては、議長を除いた数です。

市議会の会議録は市のホームページでご覧いただけます。市議会はいつでも傍聴できます。市議会についてのお問い合わせは議会事務局へ

492 5 1 1 1 内線 432

清瀬市固定資産評価審査委員会委員の選任について

平成 18 年 6 月 30 日付けで任期満了となる森田長治委員を引き続き委員に選任したいとする議案が市長から提出され、議会はこれに同意しました。

清瀬市野塩在住 森田長治氏

清瀬市オンブズパーソンの選任について

平成 18 年 6 月 30 日付けで任期満了となる関根靖弘委員及び若穂井透委員を引き続き委員に選任したいとする議案が市長から提出され、議会はこれに同意しました。

東京都多摩市在住 関根靖弘氏
 千葉県松戸市在住 若穂井透氏

〇〇〇に関する請願（陳情）

紹介議員 〇〇〇署名又は
 〇〇〇記名押印
 （陳情は紹介議員不要）

……… 請願（陳情）の趣旨 ………

………

平成 年 月 日

清瀬市議会議長
 〇〇〇〇 あて

請願（陳情）者
 住 所
 氏 名 〇〇〇〇 印
 外何人

請願・陳情

市政等について、市議会に直接希望や要望を申し出る制度として請願・陳情があります。請願は、議員の紹介を必要としますが、陳情は不要です。

請願・陳情は、原則として所管する委員会で審査し、本会議において最終的な決定を行い、採択されたものは議長から市長その他の関係機関等へ送付し、その実現を要望します。

請願書・陳情書には、願いの趣旨、請願者・陳情者の住所、氏名、提出年月日を記載し、押印の上、議長あてに提出してください。

請願書の場合は、1 人以上の紹介議員の署名又は記名押印を受けてください。

請願書・陳情書は、議会事務局でいつでも受け付けていますが、定例会 3 日前（土・日・祝日を除く）までに受理されたものは、原則として、その定例会の会期中に審査されます。